

大規模小売店舗の変更に関する届出

由利本荘市告示第41号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和8年2月25日

由利本荘市長 湊 貴信

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 今枝 哲郎
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロス本荘
秋田県由利本荘市東梵天144

(3) 変更した事項

① 荷さばき施設の位置・面積

変更前 2箇所 合計 122.5 m²

変更後 4箇所 合計 225.5 m²

② 廃棄物保管施設の位置・容量

変更前 5箇所 合計 26.0 m³

変更後 5箇所 合計 42.94 m³

③ 開店時刻および閉店時刻

変更前

| 小売業者名 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|-------------|----------|----------|
| 株式会社チヨダ | 午前10時00分 | 午後8時00分 |
| 未定 | 午前10時00分 | 午後11時00分 |
| 株式会社デンコードー | 午前9時00分 | 午後8時00分 |
| 株式会社日本ピザハット | 午前10時00分 | 午後7時00分 |
| 未定 | 午前7時00分 | 午後11時00分 |

変更後

| 小売業者名 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|-------------|----------|----------|
| 株式会社チヨダ | 午前10時00分 | 午後8時00分 |
| 株式会社やまや | 午前9時00分 | 午後11時00分 |
| 株式会社デンコードー | 午前9時00分 | 午後8時00分 |
| 株式会社日本ピザハット | 午前10時00分 | 午後10時00分 |
| 未定 | 午前7時00分 | 午後11時00分 |

④荷さばきをすることができる時間帯

変更前 午前7時00分～午後9時00分

変更後 午前6時00分～午後9時00分

(4) 変更の年月日

令和8年2月25日

令和8年10月25日

(5) 変更する理由

運用計画変更のため

2 届出年月日

令和8年2月24日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

由利本荘市役所 産業振興部 商工振興課

(2) 縦覧期間

令和8年2月25日から令和8年6月25日まで

4 意見書の提出先

由利本荘市尾崎17番地 由利本荘市役所 産業振興部 商工振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由